不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>道路に関する必要な措置命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>道路法第４７条の４第２項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>インフラ整備部道路管理課管理係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>【根拠条文】
（車両の通行に関する措置）
第四十七条の四　［略］
２　道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【基準】
根拠条文に同じ。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>